

おくのほそ道の風景地

日本の代表的な俳諧師である松尾芭蕉(1644～1694)は、往昔の歌人であった能因・西行などの古歌にまつわる地を訪ねて陸奥・北陸路を旅し、自らの俳句のみならず、同道した弟子の河合曾良の俳句をも織り交ぜ、紀行文学としての『おくのほそ道』を完成させた。芭蕉と曾良が訪ね、『おくのほそ道』又は『曾良旅日記』に書き留めた場所、及び2人が俳句を残した名所及び由緒・来歴の地の多くは、その後、広く観賞の対象として知られるようになり、往時を偲ばせる優れた風景を今に伝える。

今回は『おくのほそ道』にゆかりのある土地のうち、これまでに指定された18か所に加え、「三崎(大師崎)」(にかほ市、山形県遊佐町)、「遊行柳(清水流るゝの柳)」(栃木県那須町)、「つゝじが岡及び天神の御社」(宮城県仙台市)、「木の下及び薬師堂」(宮城県仙台市)、「さくら山」(岩手県平泉町)、「道明が淵(山中の温泉)」(石川県加賀市)の6か所と、既に指定されている「象潟及び汐越」(にかほ市)に指定条件が整った駒留島を追加指定するものである。これにより、「おくのほそ道の風景地」の指定地は11県の24か所になる。

※秋田県外の既指定地は次のとおりである。

「草加松原」(埼玉県草加市)

「ガンマンガ淵(慈雲寺境内)」(栃木県日光市)

「八幡宮(那須神社境内)」(栃木県大田原市)

「殺生石」(栃木県那須町)

「黒塚の岩屋」(福島県二本松市)

「武隈の松」(宮城県岩沼市)

「壺碑(つぼの石ぶみ)」(宮城県多賀城市)

「興井」(宮城県多賀城市)

「末の松山」(宮城県多賀城市)

「籬が島」(宮城県塩竈市)

「金鶏山」(岩手県平泉町)

「高館」(岩手県平泉町)

「本合海」(山形県新庄市)

「親しらず」(新潟県糸魚川市)

「有磯海(女岩)」(富山県高岡市)

「那谷寺境内(奇石)」(石川県小松市)

「大垣船町川湊」(岐阜県大垣市)

おくのほそ道の風景地 みさき だいしぎき 三崎 (大師崎)

- 1 所在地 にかほ市象潟町小砂川、山形県飽海郡遊佐町吹浦
- 2 所有者 にかほ市 ほか
- 3 面積 346,903.80㎡ (にかほ市)、135,195.95㎡ (遊佐町)
- 4 指定基準 名勝の部 八
- 5 説明

三崎（大師崎）は秋田県と山形県にまたがり、西側が断崖になって海に臨んでいる。鳥海山の噴火活動で溶岩が西に流れ下り、海に至った場所であり、名勝地として地域の住民や観光客に親しまれてきた。旧街道の姿が残っており、「三崎山旧街道」として秋田県の史跡にも指定されている。

芭蕉は旅の目的地の一つである象潟を目指して吹浦（現山形県遊佐町）を発ち、雨の中、難所の三崎を超えた。曾良随行日記には「吹浦ヲ立。番所ヲ過ルト雨降り出ル。一リ、女鹿。是ヨリ難所。馬足不通。番所手形納。大師崎共、三崎共云」とあり、芭蕉と曾良が象潟をめざして難所である三崎を越えた様子が記されている。



(写真提供：にかほ市教育委員会)

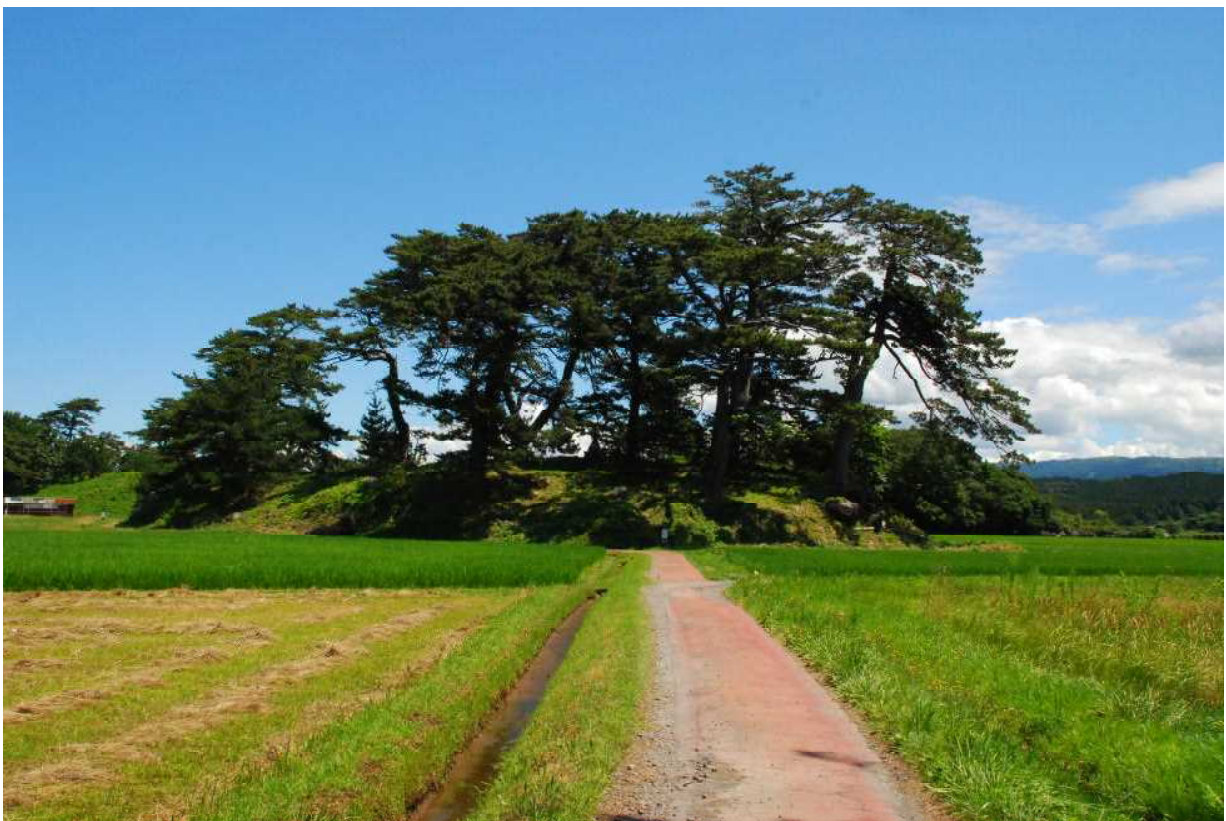
おくのほそ道の風景地 きさかた 象潟及び しおこし 汐越

- 1 追加指定対象の所在地 にかほ市象潟町字弁天島
- 2 追加指定対象の所有者 にかほ市
- 3 追加指定対象の面積 3,623.00㎡（既指定地35,868.65㎡）
- 4 既指定地の指定告示年月日 平成26年3月18日
- 5 説明

象潟は松島と並んで芭蕉の旅の目的地となった所であり、遙かな水面と雨に煙る島々の愁いある風情を、悩める美女西施せいしの如く咲く合歓ねむの花に交えて、芭蕉は「象潟や雨に西施がねぶの花」と詠んでいる。

今年3月に指定された「おくのほそ道の風景地」の1つである「象潟及び汐越」では、芭蕉が島めぐりの船を出した汐越（象潟川）、現在の蚶満寺境内の一部を成す八つ島、寺の参道とその周辺の上堂かみどうの森・下堂しもどうの森・弁天島・鮎桶島すおけしま・鮎蓋島すふいたしま・みさご島といった、芭蕉が訪れた頃の象潟を彷彿とさせる区域が指定地となっている。

今回新たに追加指定する「駒留島こまどめしま」は、蚶満寺の旧参道の近くにあり、芭蕉がかつて見た風景の中心的な島といえる。また、島の上からは鳥海山と島々が一望でき、往時の象潟を偲ぶ眺望地にもなっている。



(写真提供：にかほ市教育委員会)